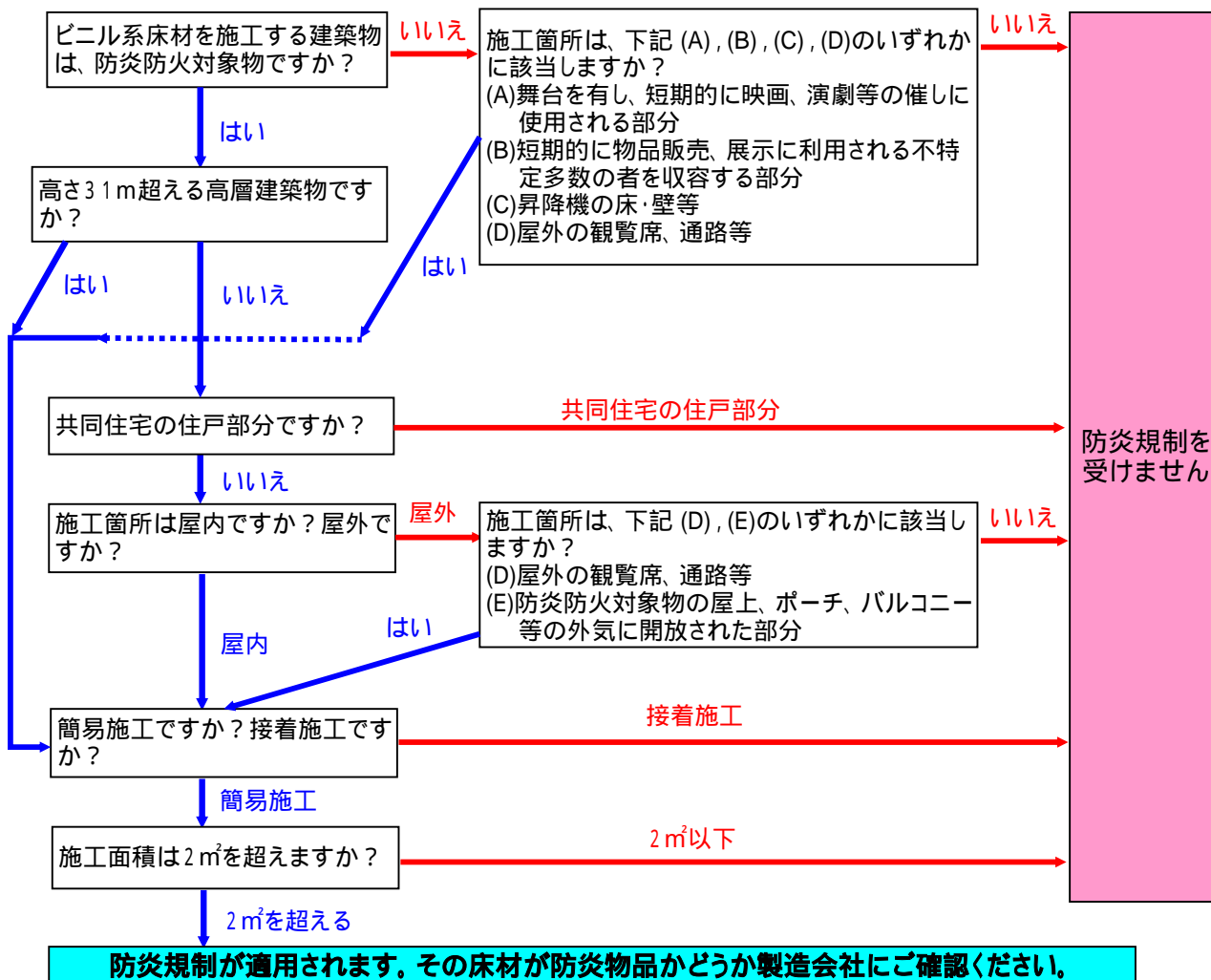


# ビニル系床材 防災規制 判定フローチャート



## 防災規制

消防法では、防災防火対象物<sup>(\*1)</sup>に使用する防災対象物品<sup>(\*2)</sup>は、消防法施行令で定める基準以上の防災性能を有するもの(=防災物品)でなければならないという規制(=防災規制)があります。

### (\*1) 防災防火対象物(詳細は、消防法施行令第4条の3を参照)

| 分類  | 具体的な例   |
|---|---|
| 消火や避難が困難な施設                               | 高層建築物(31m以上) 地下街  |
| 不特定多数の人が利用する施設                            | 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場<br>公会堂, 集会場 キャバレー, カフェー, ナイトクラブ<br>遊技場, ダンスホール カラオケボックス<br>料理店 飲食店<br>百貨店, マーケット, その他の物品販売店舗又は展示場<br>旅館, ホテル サウナ 準地下街 |
| 不特定多数の人が利用し、病気、負傷、障害、老幼のため避難能力の劣る人を収容する施設 | 病院, 診療所, 助産所 老人福祉施設<br>児童福祉施設 障害者支援施設<br>幼稚園 特別支援学校   |
| 大道具等を多量に使用し、ライトの熱による出火の危険性が高い施設           | 映画スタジオ, テレビスタジオ   |
| 工事中の建築物                                   | 工事中の建築物(都市計画区域外の住居の用に供するもの及びこれに付属するもの以外)  |

**上表に該当しない、戸建住宅、共同住宅、小・中・高等学校、大学、図書館、工場、事業場等は、防災規制を受けません。**

### (\*2) 防災対象物品

|  |
|--|
| カーテン<br>布製のブラインド<br>暗幕<br>じゅうたん等<br>・じゅうたん(織りカーペット)<br>・毛せん(フェルトカーペット)<br>・タフテッドカーペット, ニッテッドカーペット, フックドラッグ, 接着カーペット, ニードルパンチカーペット<br>・ござ<br>・人工芝<br>・合成樹脂製床シート(ビニル系床材の床タイルも含む)<br>展示用合板<br>どん帳<br>舞台において使用する幕及び大道具用の合板<br>工事中シート |
|--|

**ビニル系床材は防災対象物品ですが、下記の条件では防災規制の適用除外となります。**

### ビニル系床材 防災規制適用除外の条件

共同住宅の住戸部分に使用されるもの

**高層建築物(31m以上)等の場合を除き、住戸部分に使用されるじゅうたん等は、防災規制を受けません。**

屋外のグラウンド、フィールド等に敷くもの

接着剤等で床下地に貼られ、床下地と一体となっているもの

**ビニル系床材は、接着剤で床下地に固着される接着施工の場合、防災規制を受けません。**

**両面テープや滑り止め用の粘着剤などで簡易施工される場合は、防災規制の対象となります。**

2㎡以下のもの